

厚生委員会会議録

平成27年3月11日(水)

(開 会) 10:02

(閉 会) 13:50

案 件

1. 議案第12号 平成26年度 飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第41号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例
3. 議案第16号 平成27年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
4. 議案第17号 平成27年度 飯塚市介護保険特別会計予算
5. 議案第46号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
6. 議案第18号 平成27年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
7. 議案第30号 平成27年度 飯塚市立病院事業会計予算
8. 議案第43号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
9. 議案第47号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
10. 議案第48号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例
11. 議案第49号 飯塚市健幸プラザ条例
12. 議案第51号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
13. 議案第52号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例
14. 議案第64号 財産の譲渡(相田保育所)
15. 議案第88号 契約の締結(菰田保育所新園舎建設工事)

【 報告事項 】

1. 幸袋こども園の民営化について (子育て支援課)
2. 新制度における支給認定及び保育所等の利用あっせん調整状況について (子育て支援課)
3. 病後児保育の対象児童について (子育て支援課)
4. 飯塚市子ども・子育て支援事業計画について (こども育成課)
5. 子育て世帯臨時特例給付金の支給について (こども育成課)
6. 健幸都市いづかシンボルマークの決定について (健康・スポーツ課)
7. 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について (介護保険課)
8. 飯塚市立病院改修工事の入札中止について (契約課)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第12号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)」及び「議案第41号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢者支援課長

補正予算書の21ページをお願いいたします。「議案第12号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

介護サービス事業特別会計は特別養護老人ホーム筑穂桜の園の管理運営に関する予算でございます。今回の補正は、特別養護老人ホーム筑穂桜の園の平成27年3月31日廃止による特別会計廃止に伴うものでございます。第1条において、歳入歳出それぞれ1億5099万1千円を追加し歳入歳出の総額をそれぞれ3億1266万円とするものです。

24ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款、サービス収入、1項、介護給付費収入、1目、介護給付費収入及び2項、自己負担金収入、1目、自己負担金収入におきましては、それぞれ3月分を出納整理期間に一般会計で受け入れるため合計1333万1千円を減額するものです。4款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては、特別養護老人ホーム運営基金廃止に伴い運営基金1億6307万4千円を繰り入れるものです。

続きまして、25ページをお願いします。歳出につきましては、1款、事業費、1項、施設介護サービス事業費、1目、施設介護サービス事業費は、出納整理期間に支払う3月分指定管理委託料を一般会計で支払うため1076万6千円を減額するものです。4款、諸支出金、2項、繰出金、1目、一般会計繰出金は、この後、議案第41号で説明いたします、特別養護老人ホーム運営基金条例廃止に伴い運営基金1億6307万4千円を一般会計に繰出すものです。

続きまして、「議案第41号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例」の補足説明をいたします。議案書35ページをお願いいたします。議案第41号の飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例につきましては、昨年12月議会で、飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止したことに伴い、平成27年3月31日をもって、飯塚市特別養護老人ホーム運営基金を廃止するものでございます。廃止された基金は、一般会計の減債基金に組み込まれ、特別養護老人ホーム桜の園の起債の償還に充てられることとなっており、本条例を廃止する必要があることから、本案を提出させていただくものです。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

○宮嶋委員

この両方の議案に対して、特別養護老人ホームを廃止するというに反対の立場をとっておりますので、両方に対して反対の意思を表明させていただきます。

○副委員長

ほかに討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第12号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例を廃止する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第16号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について補足説明をいたします。

予算書の257ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ169億6702万1千円と定めるものでございます。昨年度と比較いたしますと、19億

8545万6千円、率にいたしますと13.25%の増となっております。詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。まず、歳出からお願いいたします。予算書の271ページをお願いします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、再任用職員1名を含みます職員24人分の人件費等の経常的な事務費を計上いたしております。昨年度と比較いたしますと、職員の年齢構成等の変動によりまして1495万2千円の減額となっております。

274ページをお願いいたします。2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費の経費を計上いたしておりますが、1目一般被保険者療養給付費では、被保険者数は減少しておりますが、一人当たり給付費が増加したことから、前年度と比較しまして1億9061万円の増額となっております。2目、退職被保険者等療養給付費では、一人当たり給付費は増加しておりますが、団塊の世代の65歳到達によりまして被保険者数が大幅に減少したことにより、7558万8千円の減額予算を計上いたしております。同款2項、高額療養費につきましては、平成27年1月より自己負担限度額が変更になっておりますので、26年度の実績給付の見込みに影響額を加算いたしまして予算を計上いたしております。影響額といたしまして、一般被保険者分が、2334万円、退職被保険者分が260万円を見込んでおります。

275ページの3項、出産育児諸費、4項、葬祭諸費につきましては、26年度の実績をもとにそれぞれ所要額を計上いたしております。3款、1項、後期高齢者支援金につきましては、過去の納付実績に基づきまして予算を計上いたしております。本年度は、昨年度と比較して4449万7千円の減額となっております。

続きまして、276ページをお願いします。6款、1項、介護納付金につきましては、介護保険2号被保険者に係る介護給付費納付金で、過去の納付実績に基づき推計して予算を計上しております。本年度は、昨年度と比較して1億2984万6千円の減額になっております。1人当たり単価は、増加しておりますが、これも団塊の世代の65歳到達によります対象者の大幅な減少により減額となっております。

277ページをお願いいたします。7款、1項、共同事業拠出金につきましては、高額な医療費に係る給付の発生による国保財政への影響を緩和するため80万円を超える医療費について交付金を交付する高額医療費共同事業及び市町村の保険料の平準化、財政安定化を図るため30万円を超える医療費について交付金を交付する保険財政共同安定化事業に拠出するものでございますが、27年度より保険財政共同安定化事業の対象をすべての医療費としたことから前年度と比較いたしますと、20億6623万8千円と大幅な増額となっております。

277ページ下段から278ページにかけてでございますが、8款、保険事業費、1項、特定健康診査等事業費につきましては、特定健診及び保健指導に係る経費1億1314万3千円を計上しております。27年度は、健診の受診率を55%、保健指導実施率70%を目標といたしております。ちなみに26年度の速報値では健診受診率は47%となっております。同款、2項、保健事業費、1目、疾病予防費につきましては、75歳未満の方を対象としたはり、きゅう施術費給付金を計上いたしております。同じく2目、保険事業費につきましては、補助事業で平成26年度から3カ年で実施いたしますヘルスアップ事業の経費を計上いたしております。

次に、歳入の説明をいたします。264から266ページにかけてでございますが、1款、1項、国民健康保険税につきましては、昨年度に比べまして、総額で1億3423万1千円の減少となっておりますが、これは徴収率の減と軽減対象区分の拡大によるものでございます。

266ページをお願いいたします。3款、1項、国庫負担金につきましては、保険給付費等負担金は、一般被保険者に対する保険給付費分・後期高齢者支援金分・前期高齢者納付金分・老人保健拠出金分・介護納付金分に係る国の負担率32%、高額医療費共同事業負担金は、国

の負担率4分の1、特定健康診査等負担金は、負担率3分の1で計上しております。このうち1目の療養給付費等負担金につきましては、前期高齢者交付金の増額の影響で5797万3千円の減額となっております。

267ページをお願いいたします。同款、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金並びに精神・結核等の医療費に関する特別調整交付金を計上いたしております。昨年度と比較いたしますと4579万3千円の減額となっておりますが、精神・結核医療費分の減額が主な理由でございます。4款、1項、療養給付費交付金につきましては、退職被保険者に係る保険給付費等から退職被保険者分の国保税を除いた分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。27年度は退職被保険者の保険給付費等の減少により昨年度と比較いたしますと9255万4千円の減額となっております。5款、1項、前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者に係る保険給付費等に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、国の示す交付基準に基づき算出いたしております。昨年度と比較いたしますと2億994万8千円の増額となっております。6款、県支出金、1項、県負担金につきましては、1目、高額医療費共同事業負担金が、県の負担率4分の1、2目、特定健康診査等負担金が、負担率3分の1で計上いたしております。同款、2項、県補助金、1目、財政調整交付金につきましては、本年度から定率交付金の交付率が7.8%から5.8%に変更になり、差分の2%が財政健全化交付金の財源に振り換わっております。昨年度と比較いたしますと定率交付金が1億6010万7千円の減、健全化交付金は1億6288万6千円の増、全体では279万9千円増額となっております。

268ページをお願いいたします。3目、保険事業補助金につきましては、特定健診の検査項目で、本市が独自に実施しております血清クレアチニン、尿酸及び尿潜血について補助金の対象となりましたので新たに予算計上いたしております。7款、1項、共同事業交付金につきましては、国民健康保険団体連合会が示す算出基準に基づき予算計上をいたしております。なお、2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、歳出予算でもご説明いたしましたとおり、すべての医療費が対象となったことから前年度と比較いたしますと20億1074万2千円の増額となっております。

269ページをお願いいたします。9款、1項、一般会計繰入金につきましては、1億831万円の増額となっております。この主な理由といたしましては、軽減対象者の拡大による保険基盤安定事業繰入金の増と交付税算入係数の見直しによる財政安定化支援事業繰入金の増によるものでございます。なお、27年度は、形式収支は赤字となり、普通調整交付金で約1億900万円の財源調整をいたしております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

歳入のほうですけれども、先ほど説明がありました人数が減ったということですけども、昨年度と今年度の世帯数、被保険者数を教えてください。

○医療保険課長

まず、被保険者数でございますが、一般分では26年度では3万1015人、27年度は3万470人。世帯数といたしましては、一般分で1万8744人が1万8635人となっております。退職分では被保険者数が1376名が27年度では1192名となっております。

○宮嶋委員

随分ですね、国保税は上がったのに、随分これが少なくなっているということでは、どういふふうになっているのかなと思ったんですが、こんなに減っているものなんですね。それとも

う1つですね、国民健康保険税、いま県下で飯塚市が一番高いというふうに言われております。その根拠となるものを、私きょう持ってきて説明しようと思ったんですが、忘れたんですが、モデルケースをつくってやったときに、飯塚市が1番でした。それは今度いつかゆっくりお話したいと思いますが、それでですね、やっぱり税金が高いために皆さん大変苦しんであって、共産党が行いましたアンケートにも答えた方の半数以上の方が、国民健康保険税の負担が重いというふうに答えられております。そういうのが実情です。それで一般会計からの繰り入れをふやしてほしいということはずっと主張してきたんですが、前回、国民健康保険税が引き上げられたときに、269ページの一般会計からの繰り入れの一番下の分だと思うんですが、これが全額繰り入れというふうな形で1億617万7千円になっておりますが、これ全額ですか。

○医療保険課長

まず、保険税が一番福岡県で高いというようなことをおっしゃってたんですけども、どういう基準で比較をされたかということにはなりますけども、税率自体、改定したときには基本的にはうちが3番目か4番目ぐらいだったと思います。あとはどの所得に対する税率をかけたかということになりますので、それでも多分うちよりも税率が高いところはあるので、必ずしも一番高いことにはならないと思います。後ほど資料を見せていただければ、そのところはわかると思います。それと繰入金につきましては、先ほど委員申し上げられたとおり、前回24年度の改正のときに、50%の算入率を100%ということで、全額いただく形になっております。

○宮嶋委員

なかなかですね、保険税が高くて払えないという方がたくさんいらっしゃるの、この枠を超えて、これ以外に一般会計からの、この項目はもうある程度決まった金額になってくるんですけど、これ以外に一般会計からの繰り入れをやっている自治体はありますか。

○医療保険課長

福岡県では実際に基準外で繰り入れをしている団体はございます。全国的に見ても、大体3500億ぐらい、確か繰り入れていたんじゃないかと思えます。その理由としましては、適正な税率を課すことができなくて政策的に繰り入れで賄っているところもございまして、税率の改正がやりにくいということで、ずっと先延ばしにした中で、どんどん赤字が膨らんでいて、一般会計からその分を補填してもらおうとかいう形になっております。

そもそも国民健康保険の組み立てといたしましては、使われた皆さんが使われた医療費に対して国とか県が互助するのを除いた形の分を皆さんでご負担願うという構図になっております。それとあわせて、低所得者の方については軽減というような形での対応をいたしております。実際その年齢構成が非常に高いものですから、1人当たりの医療費としては、ほかの医療保険と比べても高くはなっております。それはその構造上の問題でございまして、1市が対応してできるような問題でもございせん。ただ、各医療保険に加入されている方も基本的には自分の医療保険をご自分で負担されている中で、税金を投入して一般会計から繰り入れるということは、なかなか難しいのではなかろうかと思っております。

○宮嶋委員

国民健康保険自体が、まあ今は後期高齢医療にかわる分野もありますけれども、やっぱり高齢者、低所得者が多いという構造の中でね、やっぱりすべての医療費を保険料で賄うというか、そのために保険税が高くなるというのでは、なかなか皆さん本当に生活ができないという状況があるので、ぜひ今後とも一般会計からの基準外繰り入れを、ぜひやっていただきたいということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

いま質疑いたしましたような観点から、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第16号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第46号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

それでは「議案第17号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第46号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

介護保険事業は、介護保険法におきまして3年を1つの期間として、サービスの事業量、事業計画を定めるように規定されており、平成27年度から29年度は第6期事業計画期間となります。平成27年度飯塚市介護保険特別会計予算の保険給付費、地域支援事業費などの事業量、飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例で定める介護保険料は、飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推計値に基づき算定したものであり、後ほど順次ご説明いたします。

まず、はじめに介護保険料の算定概要についてお手元の資料で説明をさせていただきます。4枚つづりの資料を配付しておりますので、これをご参照願います。資料の1ページをお願いいたします。「介護給付費及び保険料負担推計の考え方」の表の区分の「1 高齢者人口の推計」、から「6 地域支援事業費の推計」まで掲げております。5の介護給付費の推計をするために、1番から4番までの手順で計算をします。3年間の介護給付費推計の合計は391億4661万4千円となります。

次の2ページの表、第1号被保険者保険料必要額、3年間合計の算出でございますが、第1号被保険者が保険料で負担する経費を算定します。表の下段の保険料収納必要額は、79億8898万6千円となります。

続きまして、3ページをお願いいたします。所得段階別の第1号被保険者数及び補正人数の表でございます。一番右の欄になりますが、3カ年の合計が補正後の第1号被保険者数で10万5453人となり、保険料算定の基礎数字となります。

続きまして、2ページのほうにちょっとお戻りいただきまして、下段の表でございますが、保険料基準額の算出でございますが、先ほどご説明いたしました2ページで算出した3カ年で第1号被保険者の負担すべき経費が79億8898万6千円を、保険料の予定収納率98.95%、補正後の第1号被保険者数10万5453人、さらに12ヶ月で割りますと介護保険料額が算出されます。27年度から29年度にかけての保険料基準月額6380円に設定するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。4ページの表「第5期と第6期の保険料比較」は所得段階区分別の保険料比較表でございます。左の表が現在の保険料区分で、右の表が次期保険料区分の表となります。第5期では、低所得者の負担に配慮しつつ負担能力に応じた保険料を賦課するよう所得段階を8段階から11段階に設定しています。第6期におきましては、国基準が6段階から9段階へと段階を拡充したことに伴い、本市においては、現行11段階か

ら15段階に拡充するものでございます。8段階から13段階においては、ほぼ100万円刻みに均等に細分化し、第11段階においては、14段階、15段階に2分化し、保険料率を2.0からそれぞれ2.1と2.2に変更し、全体的な均衡を図ることといたしております。

資料の説明を終わりました、議案書の44ページをお願いいたします。「議案第46号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。平成27年度から29年度までの3年間の第1号被保険者の介護保険料を定めるものでございます。新旧比較表にてご説明をいたします。

47ページをお願いします。保険料は、第6期の保険料につきましては、資料4で説明しました所得段階区分を細分化し、11から15の所得段階区分に変更するもので、保険料額をそれぞれ、第3条第1号において、3万8280円、同条第2号において、5万7420円、同条第3号において、5万7420円、同条第4号において、6万8900円、同条第5号において、7万6560円、同条第6号において9万1870円、同条第7号において9万9520円、同条第8号において11万4840円、同条第9号において12万2490円、同条第10号において、13万150円、同条第11号において、13万7800円、同条第12号において14万5460円、同条第13号において、15万3120円、同条第14号において、16万770円、同条第15号において、16万8430円と定めるものでございます。

次に、第5条第3項においては、介護保険法施行令の改正、追加変更に伴う条文の整備になります。内容は境界層の措置になります。

次に附則に2項を加えるもので、第14項については、総合事業の実施に関しては、平成27年4月からの実施を原則としておりますが、市町村が条例に定める場合は2年間の猶予を可能としており、この国の規定に基づきまして、平成29年4月1日を実施日と定めるものでございます。第15項についても、国の規定に基づき、平成29年4月1日を実施日と定めるものでございます。附則として、平成27年4月1日を施行としております。経過措置として、平成26年度以前の保険料については、なお従前の例によることといたしております。以上で条例の補足説明を終わります。

次に、予算の説明をさせていただきます。「議案第17号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の285ページをお願いいたします。介護保険特別会計の予算につきましては、第1条第1項におきまして、保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ133億4069万8千円と、同条第3項におきまして、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ1億2749千1千円と定めるものでございます。本予算は、先ほどご説明いたしました新保険料を含む第6期介護保険事業計画をもとにたてた3カ年の初年度の予算となります。

「保険事業勘定」のほうから補足説明いたします。289ページをお願いいたします。1、総括の歳出の表をお願いします。保険事業勘定の歳出予算、一番下でございます。の合計は133億4069万8千円を計上し、前年度当初予算から2億7524万7千円の増加となっております。この増の主なものとは2款、保険給付費の2億445万円の増で、保険給付費は124億6220万8千円と保険事業勘定の予算の94.9%を占めております。

それでは事項別明細書に基づき歳出のほうから、主な項目のみ説明します。295ページをお願いいたします。1款、総務費、1項、総務管理費の1億690万円は介護保険業務に携わる職員、11人の人件費等経常的な経費が主なものであります。

297ページをお願いいたします。同款、3項、介護認定審査会費の1億7817万円は、1目、介護認定審査会費の1節、介護認定審査会委員の報酬1749万1千円、これは、介護認定審査会が年間8449件の介護認定審査を行うため、282回分の介護認定審査会の委員報酬になります。同じく2目、認定調査等費の7節の賃金3880万1千円、並びに12節の

役務費の主治医意見書等作成手数料3822万9千円などが主なものでございます。

次に299ページをお願いいたします。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、そ1目、審査支払手数料916万8千円までの保険給付費126億6665万8千円は、介護保険事業計画の国から示されたワークシートに基づき給付実績、今後の見込み等を勘案して介護給付費を積算したものでございます。303ページの3款、地域支援事業費、1項、事業管理費1億537万3千円は地域包括支援センター業務に携わる職員の人件費11人分、プラス嘱託職員7名分の人件費が主なものでございます。

304ページをお願いいたします。同款、2項、介護予防事業費の5971万3千円は、1目、一次予防事業費の介護予防普及啓発事業による各種委託料669万3千円、地域福祉ネットワーク活動推進事業費補助金2490万3千円が主なものであり、同項、2目、二次予防事業費においては、通所介護予防費の健康づくりデイサービス業務手数料1495万7千円が主なものであります。

305ページをお願いいたします。同じく3項、包括的支援事業・任意事業費の1億6057万8千円は、1目、総合相談事業費の13節委託料、在宅介護支援センター運営事業委託料5800万5千円、及び2目、任意事業費の12節手数料、食の自立支援業務手数料8210万4千円が主なものであります。

307ページをお願いいたします。4款、基金積立金、1項、基金積立金、1目、介護給付費準備基金積立金の4176万7千円は、26年度に積み立てた基金、その預金利子や運用収入を基金に積み立てるものです。以上歳出の説明を終わります。

引き続き、歳入のご説明をいたします。290ページをお願いいたします。1項、介護保険料、1目、第1号被保険者保険料、1節、現年度分特別徴収保険料24億1413万円につきましては、公的年金から特別徴収者3万3718名の保険料収入を計上いたしております。2節、現年度分普通徴収保険料1億9469万2千円は普通徴収者3685名の保険料を計上しております。なお、現年度分全体の徴収率は98.95%を見込んでおります。次に3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金、1節、の現年度分22億9271万5千円は歳出の保険給付費に対する国の義務負担分となっております。同じく3款、2項、国庫補助金、1目、調整交付金、1節、現年度分調整交付金9億1186万5千円につきましては、本市は低所得者の方が多く、また後期高齢者が多いため全国平均の5%より2.12%多い、7.12%の交付率で計上しております。

次に291ページをお願いいたします。4款の支払基金交付金、5款、県支出金、及び次ページの7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金は、それぞれ歳出の保険給付費に対する義務負担の割合で計上しております。

293ページをお願いいたします。7款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、介護給付費等準備基金につきましては、基金よりの繰入金はございません。

引き続き、介護サービス事業勘定予算について補足説明をいたします。316ページをお願いいたします。歳出、1款、総務費、290万9千円、2款、事業費1億2358万2千円、3款、予備費100万円の計1億2749万1千円は、地域包括支援センターにおけるケアマネジメント事業に係る人件費、事務費、手数料等の予算を計上いたしております。なお、315ページの歳入においては、1款、サービス収入、1項、予防給付費収入、1目、介護予防サービス計画費収入1億2042万6千円、及び2款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金673万2千円が主なものとなっております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

いっぱい説明されたんで、どこからどう。条例のほうからいいでしょうか。47ページの対象表ですけれども、3条1項、2項、3項とあるんですが、前年度とずっと比較してきて、この資料のほうの一覧表と見ていたら、何となく数字がよくわからないんですが、ここで出てくる(1)、(2)と、いわゆるこの第1、第2、第3と言われるところへんの関係と言うか、どういうふうに見たらいいのか、教えてください。

○介護保険課長

先ほどご説明して、変わった数字、変更分の保険料、例えば3条第1号は新旧対照表でございましてけれども、これが3万8280円となっておりますけれども、お手元にお示ししております新旧比較表、第4表、4ページの表の右側の部分の第1といった部分になるかと思えます。順次そういった形で見えていただいたら、おわかりになるかと思えますけど。

○宮嶋委員

その新のほうは順番どおりいけば、このまんま、ずっとあるんですかね。右のほうの旧のほうは、ちょっと2と2が比較とか、3と3が比較というふうにはなっていないんですね。そのへんがちょっとわからないんです。

○介護保険課長

これちょっと、2つの区分を1つにしたり、あるいは1つの区分を2つあるいは4つと、細分化した分がございまして、この部分につきましてはそれぞれ旧の表のその部分と、いわゆる旧の部分のみならず、その金額をこちらのほうに当てはめていただいて、それぞれ見ていただくような形になるかと思えます。そしてその分が2つが1つになった部分については右に移行していくと、右の表の新のほうに移行していくと。順次照らし合わせて見ていかないとなかなかわかりにくい点があるかと思えます。

○宮嶋委員

旧のほうはもともと11段階で見えるんですか、それとも9段階で見えるんですか。9しかないんですね、だから大元の、もともと9で、市が独自に11段階にされているということになるんですかね。こちらが、右のほうの旧が(11)まであれば、こちらが15段階まであるんですかね、15までありますね。そこはわかりますけども、旧のほうは前回11段階でありましたら、ここの括弧が11まであって然るべきではないのかなと思うんですが。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:53

再 開 11:02

委員会を再開いたします

○介護保険課長

先ほど委員のほうからご質問にありました新旧対照表におけます右の表と左の表と、左のほうは15項で、こちらのほうは9号の分の改正しかない、そこら辺のところ、金額が突合した場合に、ない部分があるではないかということでございまして、その部分のほうにつきましては、附則のほうで規定されておまして、今回こちらの対照表にはお付けしていないという形になりますので、その点、ご理解をお願いいたします。

○宮嶋委員

今回ですね、段階でさまざまなので、一概にというのは言えないんでしょうけれども、全体的に介護保険料が何%上がったかというような数字は出てくるんでしょうか。

○介護保険課長

資料の4の表でおわかりのとおり、今回、基準額が5890円から6380円の、490円の上昇になりますので、それを割り戻しますと基準額で8.1%の増というような形になります。

○宮嶋委員

8. 1%の、平均ですけれども引き上げたということで、3年ごとの見直しのたびに保険料が、いろんな工夫をされて低所得者に負担がかからないようにという努力はされているというのは認めますけれども、やはり保険料が上がってきているということでは、国民健康保険のところでも申し上げましたけれども、一般会計の繰り入れをふやすというようなことはできないでしょうか。

○介護保険課長

先ほども国保のほうでございましたが、介護保険も同様に公費が半分と、それから第2号被保険者の負担と第1号被保険者と、みんなで支える介護保険という前提がございます。そうすることで一般会計の繰り入れについては一定の率で義務的経費として制限を、一定の率がございますので、その率の範囲内で支給をするというような形になろうかと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

高過ぎる介護保険料ということで、どちらの議案にも、条例のほうにも予算のほうにも反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第17号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第46号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第18号の補足説明をいたします。予算書の321ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億478万3千円と定めるものでございます。後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付するシステムになっておりますので、まず歳入のほうから説明をいたします。

325ページをお願いいたします。第1款、後期高齢者医療保険料、第1項、後期高齢者医療保険料12億8560万4千円につきましては、本市が徴収いたします保険料で、徴収率を特別徴収100%、普通徴収99.1%、滞納繰越分49.2%を見込んでおります。前年度と比較いたしますと、6370万5千円、5.2%の増となっております。これは被保険者の増の影響だと考えております。

第3款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目、事務費繰入金につきましては、市事務費分として3333万1千円、広域連合事務費分として県下の全市町村で人口割・高齢者人口割をそれぞれ46.5%、均等割7%の割合で計算された額3044万円を計上いたしております。第2目、保険基盤安定繰入金4億4997万円につきましては、保険料を軽減した金額

について、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。327ページをお願いいたします。第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費につきましては、職員4人分の人件費及び事務費を計上いたしております。

328ページをお願いいたします。第2項、徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上いたしております。第2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、先ほど歳入で説明いたしました本市が徴収いたします保険料分、一般会計から繰り入れます広域連合事務費分、保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

○宮嶋委員

後期高齢者医療そのものの存在について一貫して反対をしておりましたので、この予算に対しても反対をさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第18号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 平成27年度飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長。

「議案第30号 平成27年度飯塚市立病院事業会計予算」の補足説明をいたします。別冊の平成27年度予算書の1ページをお願いいたします。第2条で収益的収入の第1款、病院事業収益を4億2684万円、収益的支出の第1款、病院事業費用を5億1275万6千円と定めております。第3条で資本的収入及び資本的支出は、ともに4億2674万6千円と定めております。第4条で企業債の借入の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第5条で一時借入金限度額を5億8805万3千円と定めております。第6条で一般会計から受ける補助金の額を3152万8千円といたしております。

2ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、収益的収入の第1款、病院事業収益、第1項、医業収益につきましては、公立病院に対する国の財政支援で、交付税措置される金額を一般会計から繰り入れるもので、本年度は、単価の見直しにより150万円減、2億1474万1千円を計上いたしております。第2項、医業外収益につきましては、病院事業債償還利息に対する一般会計からの地方交付税措置分と病院事業債の償還利息、合併特例債元利償還分、及び建て替え事業に伴う一時借入金利息分の指定管理者からの負担分、長期前受金戻入などで2億1149万9千円を計上いたしております。次に、収益的支出のうち、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用につきましては、先ほど医業収益で説明いたしました交付税措置分の一般会計交付金の全額を指定管理者に交付する病院管理運営交付金2億1474万1千円と減価償却費2億1012万円、資産減耗費289万3千円を計上いたしております。

次に、第2項、医業外費用につきましては、病院事業債の償還利息及び建て替えに伴う一時借入金利息分など7126万9千円とその他の経費には、一般会計への合併特例債償還負担金1216万円を含む8464万円を計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第1款、資本的収入、第1項、企業債につきましては、建て替え事業に伴う企業債の借入金2億6340万円を第2項、出資金につきましては、建て替え事業に伴う合併特例債分の一般会計からの出資金8780万円を計上いたしております。第3項、補助金につきましては、病院事業債元金償還に対する一般会計からの地方交付税措置分1671万1千円を計上しております。第4項、納付金につきましては、病院事業債元金償還等の指定管理者の負担分でございます。資本的支出の第1款、資本的支出、第1項、建設改良事業費につきましては、継続費の工事管理委託及び建て替え工事費の27年度分になります3億3389万円を含む3億5247万5千円を計上いたしております。第2項、企業債償還金7427万1千円につきましては、病院事業債元金償還金でございます。なお、3ページに予定キャッシュフロー計算書、4ページには継続費に関する調書、5から6ページには平成27年度の予定貸借対照表、7ページには平成26年度の予定損益計算書、8から9ページに平成26年度の予定貸借対照表、10ページに注記、11ページ以降には平成27年度予算明細書を掲載いたしておりますが、内容については省略させていただきます。

以上で病院事業会計予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

27年度の予算には病院建て替えの建設費等が含まれております。このことに対して反対の立場をとっておりますので、反対いたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第30号 平成27年度飯塚市立病院事業会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第43号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第43号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の37ページをお願いいたします。飯塚第1体育館のトレーニング室の料金につきましては、現在、「一般」から「小中学生」まで、一回2時間の設定となっております。市内類似施設であります「健康の森多目的施設」をはじめ、「穂波福祉センター」等においても、一回1時間の料金設定となっており、平準化のため、飯塚第1体育館においても一回1時間設定とするものであります。これにより、現在「一般2時間150円」であることから「一般1時間80円」に、あわせて回数券の料金もそれぞれ変更するものです。また、料金区分につきましても「一般」「高校生以下」「小中学生」の3区分であったものを、これを他の類似施設同様に「小中学生」を廃し、2区分とするものであります。

以上簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第43号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第47号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第47号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。議案書の50ページをお願いいたします。今回の条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正するものでございます。なお、施行令において「複合型サービス」が「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更されたことに伴い、条例に規定中の名称を同様に改正するものでございます。

51ページの新旧対照表をご参照願います。別表第1の第1号のキ中の複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改め、別表第2サービス種別の欄のクの複合型サービス、整備しておく記録の欄、(イ)及び(エ)中、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護にそれぞれ改め、別表第3のサービスの種別の欄のイ中、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めるものでございます。附則としまして、施行を平成27年4月1日としております。

以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

複合型サービス事業者と看護小規模多機能型居宅介護という事業者ということで、名称変更だけなのか、この複合型サービスとこの多機能型というところでいくと、資格を持った人が多いとか少ないとか、何かそういう枠がゆるくなっているのかどうか、そのへんの、この2つの違いを教えてください。

○介護保険課長

これにつきましては、内容の件でしょうけれども、経過を申しますと厚生労働省におきまして、社会保障審議会介護給付費分科会の会合におきまして、複合型サービスの普及に向けてサービス内容がわかりやすくなるようにということで名称を看護小規模多機能型居宅介護に変更してはどうかという提案がございまして、その分が分科会によって決定され、名称変更に至っております。

○宮嶋委員

それでは何かゆるくなって、あの保育所が資格者がいなくてもいいというような、いろんなところが改正がございましたけど、そういうふうなことではないわけですね。

○介護保険課長

先ほども申し上げましたけど、名称の変更でございます、これは。わかりやすいようにということで。複合型サービスでは内容がわかりにくいということで、こういう名称に変わっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○梶原委員

再度お尋ねしますが、名称が変わることによって事業内容が変わるのかどうかですね。じゃあ、変える必要ないじゃないかと思うんですが。特別にやっぱりこのことによって事業内容がもっとアップしていくというような、そういった何かつけ加えがあるのかどうか、これについてお尋ねいたします。

○介護保険課長

何回も申し訳ございません。複合型サービスと言いますのは、内容が訪問、通い、泊まりを組み合わせた小規模多機能の施設でございます。それに訪問看護の部分が加わった分でございます。一般的に議論されたのは、非常にその普及がなかなかいかないと、名称にも原因があるんじゃないだろうかということが国のほうで審議されたわけで。したがって、その小規模多機能という言葉、多機能型居宅介護に、頭に看護とわかりやすいような形でつけたような経緯がございますので、内容を緩和されたとかということについては、名称の変更のみということでございます。

○梶原委員

大体わかったんですが、訪問看護がついた部分で、やはりそれに伴う訪問看護される人ですかね、そういった方もその部分でふえるのかどうか。

○介護保険課長

説明がちょっと詳しくなかったのかもしれませんが。もともとの複合型サービスに訪問看護がついておったんです。ついておったので、その部分を、訪問看護の部分を頭につけて小規模多機能型居宅介護という名称に変更したということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第47号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第48号 飯塚市休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の52ページをお願いいたします。西町にあります飯塚休日夜間急患センターにつきましては、現在、建築中の吉原町一番地区再開発ビルの2階に移転する予定であります。それに合わせまして、懸案でありました平日への診療拡大を行うことといたしましたので、今回条例改正をいたしております。条例の第1条でございますが、まず名称を「飯塚休日夜間急患センター」から「飯塚急患センター」へ、所在地を「西町」から「吉原町1番1号」へ変更しております。第2条では診療日についての変更をいたしております。現在は「土曜、日曜及び8月13日から15日並びに12月31日から1月2日」を診療日としておりますが、これを毎日診療を行いますのでそのように変えております。診療時間につきましては、現在「午後5時から午後11時」までとしておりますが、休日は「午後6時から午後10時」まで、及び平日に

つきましては「午後7時から午後9時」までと変更するものです。なお、移転後の急患センターでの診療開始日を8月1日としておりますが、平日の診療開始日を9月1日から行う予定でありますので、今回の条例におきましても、そのような記載になっておる関係から非常にわかりにくくはなっておりますが、移転診療開始日を8月1日、平日の拡大を9月1日というふうにしております。それに合わせた条例改正をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

平日、急患センターをされるということでは、ほんとに安心できる体制が整うということになりますけれども、今まで行われておりました休日に関しての部分が、せっかく5時から11時までだったものが、6時から10時に1時間ずつ短縮されて2時間短縮になったんですが、その理由をお尋ねします。

○健康・スポーツ課長

今回、移転後の診療時間につきましては、平日拡大の懸案と言いますか、課題につきまして、これまでも3年ほどにはなりますが、医師会のほうと長年協議を続けてきておりました。その中で一番の課題としましては、特に小児科医の確保が難しいということで、なかなか平日拡大までは及ばないというご意見をいただいておりますが、協議をする中で、医師会の中でも協議をしていただきましたら、やはり平日拡大は必要であるという医師会の中での決定をされております。ただし、その場合、次に課題になりますのが、医師の確保の現実的な問題と絡みまして、診療時間についてがやはり医師会の内部としては非常に問題がございました。実際に平日を拡大いたしますと平日の夜間勤務をされるドクターに関しましては、昼間勤務をしたのち急患センターに来て診療を行い、翌日も朝から通常の勤務、診療を行うということで、非常に負担になり医療事故等も心配されるということから、非常にその時間についての懸案がございました。その中で先ほど言いましたように医師会としましては、平日拡大をやるにはどのようにしていけばできるかということ、協議を医師会内部でやっていただきました結果でございますが、平日の、今回、ご提案しておりますような7時から9時の時間帯であれば問題がないだろうと、それであれば多くの医師会の会員でありますドクターも協力ができるということでございましたので、そういうふうにしておりますが、あわせ休日、今回ご質問の土曜、日曜の診療時間につきましても、通常であれば当番医がございまして、日曜日の昼間は当番医が担当すると、その後、実質的には5時から現在ですね、診療時間にしてありますが、当番医はやはり5時まであけておりますので、当番医の方でもやはり出てきていただく必要があるということから、実質的には5時から診療は非常に難しいというご意見でございました。そのため、6時からに変えていただきたいと。また、あわせまして終了の時間も、月曜日にも通常の診療がございまして、その分についても、ぜひ配慮をお願いしたいということで、協議をしております。飯塚市としましても少しでも診療時間を長くお願いをしたいということで、いろいろ協議をさせていただきましてお願いしておりましたが、この条件で、時間でないと医師の確保が難しいと。平日拡大も難しいというご意見でございまして、結果的にはこういった時間帯での診療をお願いした経過がございまして。

○宮嶋委員

土日、祝日、盆と正月という形ですけれども、大体年間でこれは何日間ぐらいあるのでしょうか。

○健康・スポーツ課長

確実な数字はわかりません。130日程度の診療日だったかと思っております。

○宮嶋委員

急患センターに携わられるドクターの数はどのくらいあるんですか。

○健康・スポーツ課長

現在、内科1名、小児科1名の先生に勤務していただいていますので、その倍ですので130日とすれば260日になります。これを平日拡大しますと365日になりますので、その場合で730日ということになります。

○宮嶋委員

質問の仕方が悪かったです。これに急患センターの当番で出てくれる先生がどのくらいいらっしゃるかですね。それを聞きたいんです。

○健康・スポーツ課長

申しわけありません、内科医につきましては何人というのは把握しておりませんが、小児科医につきましては、小児科を専門にされている先生は非常に少ないということでした。確か1桁しかいらっしゃいません。今回、平日拡大するに当たりましては、その小児科の専門医だけではとても回せないということになりますので、現在はそれ以外にも、例えば内科の先生でも、内科小児科というふうに標榜されてある先生も多数いらっしゃいます。当然、日ごろから乳幼児用をですね、診てある先生が多数いらっしゃいますので、小児科に限らずですね、内科、3歳児未満のちっちゃいお子様でも普段から診ていて全然問題ないですよという先生方に希望をとりましたところ、ぜひ協力をしますということで、協力される先生が30人ほど、いま確保ができていたということでしたので、それであれば平日拡大も可能ですという結論を得られております。ですので、現在、その小児科に関して言いますと、大体30人ぐらいのお医者さんがいらっしゃるという感じになっております。

○宮嶋委員

人数を聞いたのはですね、結局5時から11時までですと、次の日の診療に差し支えるということでしたけど、これが毎日のように続くのであれば、本当に大変なことだろうというふうに思いますけれども、何人かの先生で、何人なのか、何十人なんですよ。シェアされるんです。何とか無理がきくのではないかなというふうに思ったんです、その辺をもう少し医師会と話し合っていてですね、やっぱり特に子どものことが心配、大人もそうなんですけど、進行が早いからですね、時間が過ぎた夜中に悪くなったりというのもの確かに多いので、ぜひこの前の1時間、あとの1時間、この1時間の間に苦しんでいる子どもたち、大人も含めて、そういう患者さんがおられるであろうということを見ると、せっかく今まで続けてこられたんですから、この時間を維持していただきたいなというふうに思ってこういう質問をしております。ぜひ、もう一步前進で検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○健康・スポーツ課長

時間につきましては、質問委員が言われますように少しでも長いほうが、私どもも良いと思っておりますので、これまでいろいろお願いをしております。ただ現実的な話としましては、現在11時までやっておりますが、10時以降のこの1時間につきましては、非常においでの患者さんが現実的には非常に少のうございまして、ここの1時間の短縮につきましては、大きな影響がないのではないかなというふうにも考えております。ただ今後の時間につきましては、今後ともですね、医師会のほうとは協議をしていきまして、少しでも長くお願いをしたいというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松本委員

平日もあくということですね、先生方には大変な負担なのかなというふうに思いますが、診療科目というのは内科だけなのでしょうか。内科、小児科で決まっているんですかね。その

2つですか。

○健康・スポーツ課長

現在、標榜していますのは内科と小児科になります。ただ、普段から非常に多いのは、8割方はやはり小児科の患者さんですので、ほぼ小児科でいっぱいという形になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

せっかくの急患センターですので、ぜひ時間の延長というか、今までどおり維持するというということで、お願いしたいということで、この条例案には反対をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第48号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第49号 飯塚市健幸プラザ条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第49号 飯塚市健幸プラザ条例」の補足説明をいたします。議案書の55ページをお願いいたします。現在、本町に建築中のダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業で整備されます建築物の一階部分に、市民の交流及び健康づくりの拠点として、「飯塚市健幸プラザ」を設置するものです。

条例の第2条でございますが、施設の名称を「飯塚市健幸プラザ」と規定しております。第3条では、トレーニング室、多目的室、更衣室・シャワー室・パウダールームを設置するものとしております。第4条では、58ページ別表第1に規定しておりますように、休館日を水曜日及び12月29日から1月3日に、開館時間を午前9時から午後7時までとしております。第5条では利用の許可、第6条では利用許可の制限、第7条では利用の制限、第8条では特別な設備、第9条では利用許可の取消等を規定しております。第10条では、58ページ別表第2に規定しておりますとおり、使用料を規定しております。トレーニング室の料金は大人1時間100円を基本としておりまして、高校生以下につきましては1時間50円としております。また、多目的室につきましては、公民館等、同種の施設との均衡も考慮したうえで、1時間1050円を基本とし、受講料等を徴する講座等では、基本料金の1.5倍に、健康増進目的ではない利用、営利目的利用等については、基本料金1.5倍から2倍の設定としております。

また、無料優待券を発行することとしております。この健幸プラザは老若男女を問わず、日ごろから運動不足と思われる市民の方に運動習慣を身に付けていただくことを目標に取り組むこととしております。そのため、健康相談や各種教室に参加された方や特定健診保健指導によって、運動を推奨された方に無料優待券を配布し、気軽にトレーニング室を利用していただき、運動習慣のきっかけにさせていただきたいと考えております。また、無料優待券の利用者には、住所、氏名、メールアドレスなどを登録していただき、イベントや各種健康教室等の案内、健康プラザの利用勧奨等を継続的に行うことで、市民の健康度のアップに繋がっていきたいと考えております。

次に、第11条では使用料の減免等、第12条では使用料の還付、第13条では目的外使用等の禁止を規定しております。第14条では販売行為等の禁止を規定しております。しかし、健康プラザは本町商店街に立地し、にぎわいづくりも設置目的の一つであることから、市が認める事業については、営利目的でも利用が可能であることを前提としております。このほか、第15条では原状回復の義務、第16条では損害賠償の義務を規定しております。

条例案といたしましては、以上のとおりであります。この健幸プラザにつきましては、街なかであること、駐車場が隣接してないこと、日ごろから運動習慣のない人をターゲットにしていること、など、利用促進のためには課題も多いところであります。そのため、先ほどご紹介いたしました無料優待券や個別勸奨のほか、トレーニング室に運動指導員の常時配置したうえ、体力測定機器を導入し、個人別のカルテの作成、効果の見える化などを行い、少しでも健康寿命の延伸に効果につながるよう活用をしていきたいと考えております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○松本委員

運動をしたことがない人、したことがない人ということで耳が痛いんですが、まず、最初に行くじゃないですか。その時の手続きとかはどうなんですか。何かややこしいことがありますか。ややこしいということはしてないつもりいいでしょうが、行くほうとしたら何かしゃあしいがねというのが、よくあるんですが、その辺をちょっと聞かせてください。

○健康・スポーツ課長

現在、運用の中で考えておりますのは、当然、個人でその日にトレーニング室を使いたいというふうに見えた方は、そのまますぐ使えるようにしております。最初に、おいでになった方は必ず体力測定をしまして、その方にあった運動方針などをつくりまして、それを実践していただくような形をやっていきたいというふうに思っております。ただ、多目的室につきましては、事前に予約をしていただかないと、部屋をそのまま貸すこととなりますので、また別の使い方になるかと思いますが、基本的にはその多目的室で、まずいろいろな教室やイベントをしまして、そこに運動不足と思われるような方を集めた事業をしまして、その方々に無料優待券をお配りして、どんどんトレーニング室に誘導するという形をとらないとトレーニング室がありますよというふうにただけでは、なかなか人が寄っていただけないと思っておりますので、その前に多目的室に1度人を集めて、そこからつながるように、トレーニング室につながるような仕組みをやっていきたいというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第49号 飯塚市健幸プラザ条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第51号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」及び「議案第52号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第51号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたし

ます。議案書の61ページをお願いいたします。この条例は、健康の森公園にあります多目的施設のトレーニング室の料金区分を他の同種施設との平準化のため変更するとともに、休館日を月曜日から火曜日に変更するものであります。現行の料金区分は、「大人」のほか「中学生以下」の2区分であります。これを「高校生以下」にするものであります。

次に、休館日についてであります。先の一般質問があり、休館日のあり方について検討する旨、答弁をしておりました。そこで、休館日については指定管理者と協議したところ、火曜日が適当ではないかとのことから、26年10月から暫定的に休館日を火曜日として試行を行いました。その間に利用者アンケートを実施したところ、約8割の方から、妥当である旨のアンケート結果が得られたことから、今回、火曜日とすることとしたものであります。

続きまして、「議案第52号 飯塚市健康の森市民プール条例の一部を改正する条例」につきましては、先ほどと同じでございます。健康の森の市民プールの休館日を月曜日から火曜日に変更しようとするものでございます。これも健康の森多目的施設の休館日の変更と同様でございます。26年10月から暫定的に休館日を火曜日として試行を行った結果、約8割の方から妥当である旨のアンケート結果が得られたことから今回火曜日として条例の改正をするものでございます。

以上簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第51号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」及び「議案第52号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 財産の譲渡（相田保育所）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第64号 財産の譲渡（飯塚市立相田保育所）」について補足説明をいたします。議案書133ページをお願いいたします。134ページには相田保育所位置図、135ページには、平面図を添付させていただいております。財産処分の内容といたしまして、譲渡する財産、相田保育所園舎、所在地、飯塚市相田99番地1、構造、鉄筋コンクリート造2階建、床面積651.34平米、譲渡の相手方、福岡県飯塚市阿恵1145番地、社会福祉法人いしずえ会理事長吉村敏男氏であります。なお無償譲渡の決定に当たりましては、飯塚市財産管理審議会及び附属機関である保育所・幼稚園あり方検討委員会の審議、協議を受けた中で決定しております。また物品、遊具及び備品については、飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条第1号の規定により無償譲与と考えております。土地については保育所運営を安定的に継続するために、有償貸付で考えております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

いしずえ会というところは、いまいくつ保育所を持ってあるんですかね。何かたくさんいしずえ会に保育所が譲渡されているような気がします、教えてください。

○子育て支援課長

現在、いしずえ会では市内に4カ所の保育園を運営されております。

○宮嶋委員

多いのが悪いということではないんでしょうけれども、ほかにも保育所、会がいろいろあるのに、この決め方としてはきちっとした、手を挙げる方が、この場合は何件かいらっしまったのかどうか、教えてください。

○子育て支援課長

ちょっと先ほどの答弁補足いたします。現在は3カ所を運営しておりますが、今度の相田保育所でもって4カ所目ということでございます。失礼しました。5月に厚生委員会でご報告させていただいていたかと思うんですが、相田保育所の選定に当たりましては、当時3法人が応募されました。そのうちの2法人につきましては、このいしずえ会を含めまして、もう既に飯塚市の民営化で譲渡した保育園をそれぞれやはり1園ずつ既に譲渡されておりました。3法人のうちの1法人につきましては、これは保育所運営の実績のない社会福祉法人が1法人応募されたということでございまして、この3法人のうちで、もちろんあり方委員会で厳正な審査を行いまして、結果的には、新しい法人ではなくて、既存のですね、既に保育所運営実績のあるいしずえ会が選考されたということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松本委員

いま3カ所、手を挙げられたということで、2カ所が経験のあるところ、1カ所がそうでないということだったと思いますが、そうですかね。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○松本委員

そうしますと、多分その経験がないと言われるのは福祉法人なのかなという気がするんですが、私も議会でもそうですが、福祉と子どもたちとの環境ですね、どんなふうに結びつけたらいいのか、まあお年寄りの環境もそうでしょうが、子どもたちもお年寄りを知る環境をつくるというような部分からすると、福祉法人も十分にその中に入られるあれはあるんだろうと思うんですが、多分その協議会の中で点数的なのか何なのかよくわかりませんが、いしずえ会に決まったんだろうというふうに思いますが、そこいら辺、福祉法人とそうでない、子どもたちの経験を持っておられる法人、これのあれはあるんですかね、どういうふう、同じ関係、同じ権限というふうに考えていいんですかね。なんか違いがありますか。

○子育て支援課長

飯塚市では、市内の社会福祉法人に広く応募を呼びかけております。趣旨としましては、いわゆる社会福祉法人は社会福祉事業を行うところということになっておりますので、既存の、例えば老人福祉をやっている社会福祉法人であっても、理事会等で定款に児童福祉に関する事業も行うというふうに定めれば、児童福祉の事業も行えるわけでございます。したがって、既に市内でそういった社会福祉事業、高齢者福祉、障がい者福祉、そういったところをやっているところであっても広く応募を呼びかけて、そういった方が1法人でしたけども、前は応募されたということでございます。

○松本委員

いやいや、それはよくわかるんです。だから飯塚市としてはですね、福祉法人なり子どもたちとの関係、そういったものをどんなふうに考えておられるのか。そして、そういう福祉法人

が手を挙げられたときにですね、そこいら辺の考え方は市としてはどのように持っておられるのでしょうかということが、ちょっとお尋ねしたい。

○子育て支援課長

この民営化の選考に当たりまして、幾つかの評価項目というのがございます。その中で児童の処遇といったところの中で、既に地域との密接な連携とか交流ですね、既に飯塚市ではもう随分前から世代間交流事業といったような形で、地域のお年寄りとの交流を図るといった取り組みもいたしております。したがって、1年前の記憶では選考会におきましてもですね、そういった点をアピールされておったというふうに記憶いたしております。そういった点をもちろん評価される委員の皆様もいらっしゃいました。

○松本委員

いま宮嶋議員言われるようにですね、1カ所が何園もという部分からするとね、幅広くやっぱりそういう部分を、世代間交流というような形の中でお年寄りと子どもたちの関係とかを考えてですね、やっぱりやっておられるんだろうと思うんですが、それは、その点数制で多分決められているんで、そのいしずえ会がいかんとかいいとか申し上げているんじゃないんです。ただ、私どもの委員会では、今度ここなんかという感はありますのでね、そういったところの中で、飯塚市がやっぱりここはちゃんとこういうふうに目指しているんですよというようなものがあれば、お聞かせいただきたいなという質問なんです。

○子育て支援課長

選定に当たりまして、あり方検討委員会では事前に選定評価基準というのを検討いたしております。その中で、1つの園が短期間のうちに集中して移譲を受けるといったようなことがあると、円滑な園の運営に支障があるのではないかと懸念がございましたので、この選定評価基準の中で基本的な事項として、過去に飯塚市公立保育所の移譲を受けているかという審査項目を設けまして、選定評価に当たりましては、過去に移譲を受けたことのない法人が有利になるように工夫をいたしておるところでございます。

○松本委員

確かにね、それはそうであろうと思うんですが、じゃあ2カ所がもう選定、1カ所ずつ受けていましたと、さっきそういうお話だったでしょう。そうすると、もうその垣根は超えたわけですよ。そうでしょう。もう私のところも1カ所受けました、あなたのところも1カ所受けました。それはもう同じですよ。じゃあ次、その社会福祉法人で経験のないところが手を挙げられましたけれども、そこは受けてないですけども、ちょっと今までのあれとは違いますと、世代間交流という部分では市が掲げている部分だろうと思うんですね、そこいら辺の皆さん方から見て何カ所も、同じところが何カ所もというような意識があるので、その辺のところを市がどんなふうな状況でやっておられるのかというのを聞きたいんですよ。

○こども・健康部長

いま委員の言われるように、3つ申し込みがあって、2つは保育所をやっている。1回、どちらもとってある。1つは社会福祉法人になって高齢者の施設をしてある。で、子どもは地域間交流だけをやっているということで、いま1番ですね、問題になるのは、そのプレゼンしたときに、お母さん方の前でプレゼンするんですけど、終わった後にお母さんたちのアンケートを聞いて、いろんなことをやるんですけど、やはりお母さん方は子どもを実際に見ているところにとってほしいというのが圧倒的に多かったんですね。だから、いま高齢者の施設で私たちもそういう社会法人やっていたきたいです。ただ、やっていただくには、やっぱり自分たちのその高齢者の施設の働いている方の子どもを事業所内で見ているとかですね、この法人なら任せられるということがないと、やっぱりお母さんたちが安心できるとこじゃないと、私たちがどうしてもいけないということで、最終的にこういうような形になりましたけど、私どもとしても高齢者の施設が、社会福祉法人がとっていただきたいという気持ちはありますので、

その点をご理解よろしく申し上げます。

○松本委員

とっていただきたいとか、とっていただきたくないとかいうことではないですが、いま部長の答弁からしますとね、なかなか福祉法人がとるというのは難しいということがもう浮き彫りですよ。子どもたちをいま預かって、子どもたちに携わっておられるところにとっていただきたいという保護者が多いわけですから、当然そういうところが手を挙げてもですよ、なかなかそこにハイということにはならない。そうしたときに、世代間交流とかいって、お年寄り子どもたちと交流しましょうとか、そういうことはある種、絵に描いた餅にしかすぎないんですよ、現実には。もし飯塚市が本当にそういったことを望むのであれば、社会福祉法人にやっぱり何らかの、こういうことをしていただきたいとか、こういうふうなことをしないとなかなか保護者はさっといかないんですよと、賛成できないと思っておられますよとかね、いろんな手法があろうと思うんですよ。だから、今のまんまで、じゃあ何者来てください。何カ所来てくださいと言われても、同じことにしかならない。あとがもうそんなにありませんのでね、あれでしょうが、飯塚市はやっぱりそういったことを本気で考えるのであればですよ、もう少しそういった違う観点からやってこないか、保護者の思いというのをわかっておられて、あなた方はそういうふうに、その3者なら3者、4者なら4者の中でやられるわけですから、結果としては同じような結果しか生まれてこないんじゃないですか。そうすると、やっぱりお年寄りたちに触れて、優しい思いを持ってもらいたいとか、お年寄りはまた孫の世代に触れてそういったものを持ってもらいたいとか、あなた方は思っていると思うんですが、なかなかそういうことには現実はないというふうに私は思います。ですから、今後そういったことについてもですね、法人の方々が手を挙げられることはやぶさかではないと思いますが、なかなかそれがそのようなふうにはできない、結果的にね。もう少しやっぱりそこいら辺も考えていただければというのを申し添えておきたいというふうに思います。

○こども・健康部長

いま議員が言われることは確かでありますので、私どもも社会福祉法人、高齢者を見ている施設ですね、まずこのお子様を、先ほど言いましたけど、自分のところで働いている、事業所内託児所と言いますけどね、そういうのをされてうちのどこでも、地域間交流もありますけど、そういうのをされてこうやって見えていますよというのをアピールしていただかないと、なかなかお母さんたちがそういう安心できないという部分がありますので、申し込みをですね、応募されるときは、できたそういう形をとっていただきたいのは前から言っております。けどなかなかこういう形にはなりませんけど、うちのほうでもですね、法人のほうにはそういうことは言っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

保育、子育て、市がしっかり責任を持って自治体の仕事としてやっていくべきだというふうに思っておりますが、次から次へと民営化ということで、また無償で譲渡するというような形にしておりますので、このことは反対をします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 財産の譲渡（相田保育所）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 契約の締結（菰田保育所新園舎建設工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

議案の補足説明をさせていただきます。追加議案書（その1）の10ページをお願いいたします。議案第88号、工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出するものであります。本案、菰田保育所新園舎建設工事につきましては、契約金額が4億994万7480円で西・豊栄特定建設工事共同企業体、代表者株式会社西組、代表取締役西三紀と契約を締結するものであります。また工期につきましては、本契約として認められた日から平成28年3月16日までとしております。入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準、並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、業者選考委員会において共同企業体の構成員の条件等を決定し、1月30日に入札公告を行い、2月の24日に入札を執行いたしました。入札の結果でございますが、議案書資料の11ページをお願いいたします。本件につきましては、2共同企業体から入札参加申請がありましたが、2社のうち1社が、その前に行われた案件で工事を落札いたしましたので、結果1社による入札を行いまして、予定価格4億994万7480円に対し落札額4億994万7480円、落札率100%で、西・豊栄特定建設工事共同企業体が落札したものであります。

以上簡単ではありますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

こぞずっとこういう状況が続いているんですね。1者入札で100%で出せば、入札できるのは当たり前前で、こういう状況が、特に予定価格もずっと言われてきてますように資材単価が上がっている、労務単価が上がっているという状況の中で、本来の価格よりも随分高い設定ではないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○契約課長

いま議員のほうからご指摘がありましたとおり、最近、建設物価等が非常に、日々高騰しているような状況ではございますので、これは建築部局とも話をしながら直近の単価で設計をするようには努めております。

○宮嶋委員

入札が1者だったら入札にはならないと思うんですが、入札を取りやめるという方法はなかったんでしょうか。

○契約課長

いまご指摘のとおり、やはり本来入札とは複数の業者がおられて、競争性が確保されるべきとは考えておりますが、しかしながら事業にはやはり、いわゆる事業の進捗管理という部分がございますので、私どもも非常に少ない業者数の中で、厳しい状況ではございますが、入札を執行していった状況でございます。

○宮嶋委員

そういう意味ではですね、とる業者ももう決められて、もう言いなりとは言いませんけど、予定価格ですから高い価格で仕事をとっていくというような状況が続いていて、本当に不正常ではないかなというふうに思います。保育所自体は菰田保育所も、一緒になる徳前保育所も水害の心配だとか、いろんな心配があるので、新しい保育所をつくっていただきたいという思いはありますけれども、こういう入札が続くことで、例えば落札率が10%、20%下がること

で随分金額的に市の予算が変わってきます。ぜひね、この辺、ぜひ、こういうことにならないようにね、方法がないのかなというふうに歯痒い思いをしておりますが、そういうことで、質問にはなりませんでしたが、そういうことです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

いまのが反対討論やった気がしますけど、そういうことで、やっぱり1者で入札というのは認められないということで反対します。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 契約の締結（菰田保育所新園舎建設工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 12：14

再 開 13：10

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から8件について、報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「幸袋こども園の
民営化について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

幸袋こども園の民営化についてご報告申し上げます。平成23年度に策定した「飯塚市公立
保育所・公立幼稚園のあり方に関する実施計画」に基づき、平成28年度予定の幸袋こども園
の民営化のため、飯塚市内の社会福祉法人または幼稚園を運営している学校法人を対象に、本
年2月2日から2月27日までの間募集を行いました。応募法人はございませんでした。こ
のため、対象法人を県下に広げるとともに、再度3月2日から3月31日まで募集期間を設け
ることといたしました。なお、2月5日に開催した法人募集説明会では4法人の参加がござい
ましたが、結果として応募に至らなかった理由としては、主に保育士等の確保について懸念が
あるとのことでした。今後はさらに県下法人への募集要綱の周知に努めてまいりたいと考えて
います。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新制度における支給認定及び保育所等の利用あっせん調整状況について」、報告を
求めます。

○子育て支援課長

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度における支給認定状況と、このうち保育

所・こども園の入所を希望する2号、3号認定子どもに係る利用あっせん調整状況について2月末現在の状況を報告します。なお、お手元のほうに参考資料といたしまして、内定通知書と支給認定証を配付いたしております。

1号認定に係る利用申し込み、これは従来の幼稚園でございますが、市内公立3園、私立1園の認定こども園について、それぞれ園に直接申し込みをされ、園の内定を受けたのちに園を通じて利用のための認定申請を一括して受け付けました。公立3園での申請人数は計189人でした。また、私立1園は191人の合計380人の認定申請を受け付けております。なお、このほかに市外の幼稚園で新制度に移行した幼稚園を利用される方の申請が5人ございました。これらの方々には2月27日に1号の支給認定証を作成し、園を通じて市から申請者に認定証を交付いたしました。また、交付後は園と利用契約を結ぶことになります。

2号、3号認定に係る利用申し込みは、これにつきましては従来の保育所でございますが、1月5日から16日までの受付期間に市内公立5園、私立22園の保育所及び公立3園、私立1園の認定こども園について、市に保育の必要性の認定申請と利用希望の園の入所申し込みを合わせて行い、2号認定の受付人数は1838人、3号認定の受付人数は1358人、計3196人でした。昨年の入所申込者は3017人でしたので、昨年より179人の増となっています。これは新制度の発足に伴い、入所要件が緩和されたため、短時間勤務者や求職中の利用希望者が増えたことが原因と考えられます。これらの申請者について、市が保育の必要性をポイント化した優先度を基に、申請者の希望と各保育所等の空き状況などにより、利用のあっせん調整を行っております。

その結果、2月末現在の内定通知人数は2号認定1767人、3号認定1218人、計2985人となっております。これは昨年より13人多い内定でございます。申請を取り下げられた方52人を除き、入所内定通知を受けられなかった申請者は2号認定20人、3号認定64人、計84人となっております。この84人のうち優先度の低い求職中の申請者は26人であり、これらの方々につきましては、今後申請の取り下げ等が見込まれます。また、残りの58人については、現在、第4希望以下の園をあっせんするなど、引き続き利用調整を行っておりますが、4月1日からの全員入所は大変厳しい状況であるというふうに認識しております。

また、このほかに市外の保育所、こども園を希望される方の申請が75人ございますが、これら市外の施設希望者については、現在、関係市町村と広域入所調整を行っております。内定通知を受けた方々には1号認定者と同様、2月27日に支給認定証を作成、交付していますが、利用調整中の方々には今後、調整がつき次第、随時交付する予定です。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

1号は公立が3園で189人、市立が1園で191人ということですが、定数との関係でいくとどんなふうになっているんですか。

○子育て支援課長

定数で申しますと公立保育所につきましては、3園あわせまして240名でございます。それから、私立、これは愛宕こども園でございますが、私立につきましては250名となっております。

○宮嶋委員

ということは、まあその3園の内訳も定員になっているところと、ものすごく少ないところとあるのかもしれませんが、定員に満たないというところへんになると、今後これ、この数字のまま動くんですかね。

○子育て支援課長

1号認定につきましては、従来のいうところの幼稚園でございますが、定員については十分余裕があるというふうに理解しております。

○宮嶋委員

余裕がありすぎて大変なんじゃないかなというふうに思ったんですよね。今後、定員までぐらい子どもの数がふえていくようなことは考えられるんですか。

○子育て支援課長

幼稚園の利用者につきましては、それほどお子さんの数が今後ふえていくというふうには考えておりません。

○宮嶋委員

定数、足りないとか言いながら、定数よりも少ない数で推移していることでは、園のほうの経営とかいうのもどういうふうになってくるのかというふうに思います。それから、2号、3号で不認定になった、2号、3号で、これは、この時点で、どこの保育所に入られるかっていうのは、まだ決まっていなくてことですかね。

○子育て支援課長

内定を受けられました2985人のお子さんにつきましては、これは園のほうももう決まっております。保育所のほうの2号、3号認定の方につきましては、支給認定申請と利用希望の園を一緒にお申し込みをいただいておりますので、支給認定等内定通知というのを同時に交付するといったような取り扱いにいたしております。

○宮嶋委員

2号、3号の方でいくと、この公立5、市立22とか、3の1とかいう感じですが、定数からいくと、この2985でどのくらい余裕があるのか、もうすでに満杯になっている保育所とかもあるのか、その辺の状況をちょっと教えてください。

○子育て支援課長

今年度につきましては、昨年の認可定員は2935名でございましたが、来年度につきましては、これを235人定数増いたしまして、現在定員の枠といたしましては、3170人分がございます。いま現在内定を受けた方は、先ほど報告いたしましたとおり2985人でございますので、全体の定員からすると余裕があるわけでございます。しかしながら、今回、入所調整に当たりましては、第1希望から第3希望まで園を記入して、希望を出していただいておりますので、この第3希望の中での調整結果としては、2985人ということでございますので、何といいますか、希望どおりの園に入れなかったという意味合いで先ほど申し上げました、残りの58の方々、これらについては、いま引き続き利用調整をやっているところでございます。

○宮嶋委員

各園いろいろ満杯になっているところもあれば、空きがあるところもある。ただ通勤とかと違って、小さい子どもを連れて通勤前に預けにいけないといけないということになると、交通手段とかいうのもありますでしょうし、なかなかここが空いていますから、ここからここまで子どもを通園させるっていうのが、やっぱりなかなか難しいというのはあると思うんですが、ぜひ今後の調整でしようけども、希望する方ができるだけ希望するところに入れるように、ぜひ頑張っていたきたいというふうに申し述べて終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「病後児保育の対象児童について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

病児・病後児保育事業におけます対象児童の拡大につきまして、ご報告申し上げます。病

児・病後児保育事業における対象児童は、これまで、「概ね10歳未満（小学校3年生）」とされておりましたが、平成27年度から実施予定の地域子ども・子育て支援事業における病児保育事業の対象児童は「乳幼児又は小学校に就学している児童（小学6年生）」に拡大されることとなりました。このため、新年度からは小学6年生までのお子さんが利用可能となりますので、今後は利用者への市報、あるいはチラシ等での周知に努めてまいりたいと考えています。なお、実施要件等の変更はございませんので、既存2カ所の施設で引き続き事業を継続していく予定でございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市子ども・子育て支援事業計画について」報告を求めます。

○こども育成課長

飯塚市子ども・子育て支援事業計画の案がまとまり、市長に答申がなされましたので、報告させていただきます。子ども・子育て支援事業計画として、27年度から31年度までの12の重点事業の量の見込み、確保方策を審議し、あわせて、次世代育成支援対策行動計画後期計画から引継ぐ162事業を審議し掲載しております。昨年の11月1日から11月30日に市民意見募集を行い、計画案をまとめていただき、2月26日に市長答申がなされました。

計画の内容につきましてご説明いたします。本計画は第1章から第6章の構成となっております。計画事業の柱となりますのが、21ページの第5章の幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策です。第5章の具体的取り組みとしては、23ページからとなります。23ページ、表の右下になります。0歳、1、2歳児の定員確保方策として、新制度に伴い入所要件が緩和されることもあり、ニーズ調査では、27年度に0歳が△41人、1から2歳が△41人が不足する見込みです。待機児童を出さないように利用定員を確保するために、29年度までの3年間で幼稚園による認定こども園の整備、私立保育所等による分園などの整備、保育所・こども園の定員の見直し等を行って、定員の確保と課題となっております保育士の確保を図ります。また、地域子ども・子育て支援事業の充実・拡大としまして、時間外保育事業、法改正によりまして小学6年生までの対象児童となった放課後児童クラブ事業、一時預かり事業等の充実・拡大に努めます。計画の趣旨、目的ですけれども、質の高い幼児期の教育保育の総合的な提供、保育の量的拡大確保、そして地域の子ども・子育て支援の充実に向けた取り組みを推進していきます。

以上、簡単ではありますが、飯塚市子ども・子育て支援事業計画策定の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「子育て世帯臨時特例給付金の支給について」報告を求めます。

○こども育成課長

子育て世帯臨時特例給付金の支給についてご説明いたします。子育て世帯臨時特例給付の支給についての資料をお願いいたします。給付金は、消費税が8%に引き上げられたことに伴い、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給いたしました。その給付金支給事業の申請受付業務が終了いたしましたので報告いたします。支給額は、児童手当を受給している所得制限限度額未満の世帯に子ども1人につき1万円です。支給対象児童数は1万2971人、支給決定児童数は1万2770人、未申請児童数は172人、支給決定金額は1億2770万円となっております。支給率は、98.45%です。申請の勧奨につきましては、9月に再度

案内を行い、11月には電話案内と訪問、チラシ投函を行い、12月には再び申請書を郵送いたしております。以上報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

ちょっと気になるんですが、未申請児童数が172人ということですが、これの理由とか、つかんでありますか。

○こども育成課長

11月、12月に何度も電話をし、訪問をしているんですけども、お宅にいったらわかりましたということなんですが、それでもされないということは、何かあったかなとは、そこまではちょっとわかりませんが、ただ2月2日までだったんですが、2月末まで延長しました。そのときに理由があれば、受け付けますということとしたんですけども、その理由の中には長期出張していましたとか、忘れる方もいらしたんでしょうけども、そういう理由が多かったようです。

○宮嶋委員

1万円というのが、たいしたことないと思ってある方もいらっしゃるのかもしれないけど、手続きが面倒だということもあるか、わからないけど、何かいま子どもたちが消えた、お年寄りも消えたというのがあるけど、子どもたちとか、そういうところへの心配もね、こういう数字が出てきたときに何でだろうかなというところへんで、やはりちょっと追っかけをされて、まあそういうふうに対応されてご本人が出てこられていいですよって言われたという数字も、いけば、全然連絡がとれてないということではないのかなと思いますけど何かこういうチャンスに、そういうアンテナを張っていただきたいなということを今ちょっと考えたもんですから、すみません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「健幸都市いづかシンボルマークの決定について」報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

本市の健康長寿社会への取り組み「健幸都市いづか」に係わる市民の皆さまへのPRと健幸づくりへの取り組みを推進することを目的として、健幸都市いづかシンボルマークの募集をしておりました。この度、このシンボルマークが決定いたしましたのでご報告いたします。9月1日から10月31日間に応募のありました25作品から、市民投票の結果を参考に健幸都市推進委員会において審査した結果、別紙のとおり、近畿大学産業理工学部2年、牧野なつみさんの作品を最優秀作品と決定いたしました。作品コンセプトとしましては、“飯塚・運動・歩く・健康・幸せ”で飯塚の花であるコスモスをモチーフし、飯塚(コスモス)でつながる人々の輪をイメージしているとのことでありました。今後は、健幸都市いづかに向けての各施策の場面において、積極的に活用していく予定であります。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」報告を求めます。

○介護保険課長

平成27年度から平成29年度までの「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」

を策定についてご報告いたします。

それでは、お手元に配付しております計画書について概要説明をいたします。まず、はじめに、昨年12月15日の厚生委員会において、「本計画原案の意見募集について」の報告の中でも、計画の概要についてご説明しておりましたので、簡潔にご説明いたします。

本計画は、今後の高齢化が急速に進むなか、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して暮らすことができるために、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるための施策や介護保険制度の適正かつ安定運営に向けた取り組みの方向性を示すもので、団塊の世代が75歳に達する平成37年を見据えたなか、平成27年から平成29年度までの3カ年計画であり、2つの計画を一体的に策定するものです。

本計画の見直しにつきましては、20名の委員で構成する飯塚市高齢社会対策推進協議会におきまして、昨年から全体協議会を4回、専門委員会を5回開催して検討協議していただきました。

この間、高齢者実態調査を実施し、高齢者の実態を把握するとともに、昨年12月10日から本年1月9日にかけて市民意見の募集を行っております。その後、1月28日に開催されました第5回高齢社会対策推進協議会の審議を経まして、市長へ答申の後、2月19日の庁議において決定がなされたものです。

それでは、お手元に配付しております計画の内容についてご説明いたします。計画書の16ページをお願いいたします。計画体系は1部総論、2部各論の2部で構成し、第1部では概要、高齢者の現状を踏まえ、計画の基本的な考え方の中で、「高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現」を基本理念に掲げ、6つの基本目標を立てております。目標1として、健康づくりの推進、目標2として、暮らしを支えるサービスの推進、目標3として、生きがい活動と社会参加の促進、目標4として、人と人のつながりのある地域づくりの推進、目標5として、認知症施策の推進、目標6として、介護保険事業の推進がございます。この計画の6つの基本目標に向け、第2部各論において具体的な事業を展開していくこととなります。なお、2月6日の答申後、追加事項として、62ページのほうをお開きください。先ほどもご説明しましたが、介護保険料の必要算定額の保険料収納必要額をもとに、63ページ、64ページを追加しております。63ページでは、平成27年度から平成29年度までの保険料基準月額を6380円と設定し、64ページでは、第1号被保険者の所得段階別保険料を表で示し、追加しております。最後になりますが、71ページから81ページまでが、計画を補足する資料編となっております。

以上簡単ですが、計画の内容説明、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立病院改修工事の入札中止について」報告を求めます。

○契約課長

飯塚市立病院の改修工事の入札中止についてご報告いたします。本件入札につきましては、1月30日に告示、2月13日に入札参加申請締め切り、2月24日に入札の予定で事務を進めておりました。2月13日の入札参加締め切りの状況では、参加業者が2社確保されておりましたが、この2社がいずれも本件入札執行前の案件で落札者となり、結果として本件に参加できる業者がなくなったため入札が中心になったものでございます。なお、この工事につきましては、再度入札を執行する予定で現在事務を進めております。

以上簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

不落になる分は仕方がないとしても、早急にしていかなきゃいけない問題だと思うんですが、今後ということですからいつでもできるのか。だいたい計画してあると思いますけれども、その分についてちょっとお示しいただきたいと思います。

○契約課長

本案件につきましては、予定価格が3億1千万円ぐらいの工事でございます、これにつきましては市内の業者で、建築の業者で格付があるんですけどもS1等級の業者に発注する案件になります。ただ先ほどご審議いただきました菰田の新園舎、あの建設工事の落札によりまして、S1の業者がいま現在全社が手持ちになっております。ですので、すぐには発注ができる状況ではございません。ただいま委員ご指摘のように当然この病院事業につきましても工期の末が決まっておりますので、それに間に合うように、とにかく業者に発注できる状況になりましたら、直ちに発注を行いたいといふふうに思っております。

○梶原委員

わかったんですが、じゃあいまS1等級で一番最初に事業の終わる業者といいますか、入札資格ができるとなると、相当日にちがかかるんじゃないかなと思うんですが、それまでやっぱり待たなければいかんのでしょうか。

○契約課長

年度末になりましたら、一番早い業者は年度末までには帰ってくる予定でもあります。あとは、格付は委員ご存じのように、毎年うちのほうでやり換えをしておりますので、当然新しい格付の事務もいま進めておりますので、かなり早い時期に発注ができるとは考えております。

○梶原委員

この事業については、前々回のときにちょっと反対ということですね、しておりましたけれども、その後、賛成に回ったわけですから早急に問題解決していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○松本委員

いま梶原委員のほうからありましたけども、私たちは、いろいろこう反対した理由もあります。ですが、やっぱり病院事業ということで、そこでとめておくわけにもいかんのかなというの、委員の大半の思いであったろうと、私自身そうであったのでですね、大半の思いであったのではないかなという気がするんですね。ですが、ここいらへんで止まるとですね、あれは何やったのと言いたくなるんですよ。さっきの100%のお話もありましたけれども、何かいまの入札は、もちろんいろんな学校なり、病院なりね、数が多いというのは理解をするんですが、こういうことが起こるといのは、あらかたね、想定の中であったろうと思うんですよ。3業者が来てたのに、前の業者、前のに入っとったとかね。そういうのはもうあらかたわかる話じゃないですか。ふっていま、何か突発的にふって湧いたことではないわけね。私たち議会もこういうことになるんじゃないですか、大丈夫ですか、というようなことは申し上げてきたつもりにしています。しかし、現実的にはこういうことですよ。やっぱり、これについては担当課ではなくて、やっぱりトップがね、あの副市長、いまここおられますけどね、いつも副市長に文句言って悪いんですけども、やっぱりこういう構図になるっていうのは、あらかたもうわかっている話じゃないですか。どんなふう考えてありますか。

○副市長

26年度にはかなりの数の発注件数がいろいろ集中したということは、もうご承知のとおりでございます。で、こういうことにならないように、あらかじめいろんな事業を予算つけるときに、所管課を交えて入札が適正に行えるように、事業を少し緩やかにしてくれという指導あたりをやっておりましたが、いろんな関係で事業がずれた、あるいはその許可がずれてきたと

いうことで、この時期に集中した結果で、これは大変病院のほうにも迷惑をかけておるなというところで、それで残るは、あと最善の道はいま契約課長が言いましたように、新年度に入れば早急に入札、この病院をまず1番にかけて、受注された業者さんには少し急いでいただいでできるだけ、いまのところひと月ほど、グランドオープンが、現場のほうでは遅れるのではないかというふうな報告を受けておりますが、一月程度であれば、何とか工事を急げばもとの予定の時期に収まるのではないかという。そちらのほうですね、最大限努力をしていきたいと。もちろんこういう入札制度については、もうご存知のように飯塚市は飯塚市のいろんなルールの中でやっておりますので、このルールを全く、先ほども100%とありました、今年度は非常に事業が多いので1社だけでも一つ入札を成立ということでお願いし、もちろんこれについては他市でもたくさん例がありまして、それについてはいいだろうと。100%入札もやむを得ないということでやりました。ただ新年度に入れば、いま言いますように、年度内に帰ってくる業者、あるいは格付を見直す業者が出て参りますので、新年度に入れば即座に入札を執行して、当初予定のグランドオープンには必ず間に合わせたいと、またそれに最大限努力をしていきたいというふうに考えております。

○松本委員

オープンには間に合わせたいということですから、安くせい安くせいから始まって、急げ急げという状況に今なっているわけですよ。それで、やっぱりそういうことが、もう担当課に聞いても業者がおらんわけですから、あなたどうするとねって言うてもできません。あとは、やっぱりトップですよ。副市長もそうそううち言って、言われておりますけど、そうそうち言われているあなた方の責任なんですよ。だから、やっぱりそこいら辺は、十二分に考えていただいて、議会も病院事業については、いろいろな思いがあったんですが、先ほど申し上げるようになんとか、やっぱり早い時点でやらないかんだらうというみんなの思いだったと思いますので、ぜひやっていただきたい。それと今後についてもこういうことがないようにしていただかないと、学校にしろ、病院にしろ、いろんな事業が予定内にできていかないということになりますので、ぜひしっかりと考えていただきたいなことお願いしておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○鯉川委員

すみません。今の話を聞いていて、本当に素朴な疑問なんですけども、こういうさっき宮嶋委員のほうからも質問があった、1社100%入札、こういう応札業者がないというようなこういう特別な事態のときに、例えば落札した業者であっても応札できるような、この期間だけ限定でとか、そういったことっていうのは考えられないんですか。そしたら、業者はたくさんふえると思うんですけども。そういったことを考えることは実際できないんですか。

○副市長

入札制度は総務委員会に属することですから、あまりここで明快なことは言えませんが、ある一定の専門工事には、かなり大型工事を発注しておりますので、例えばわかりやすく言うと、例えば電気とか管空調あたりは、一定の工事要件の中に資格、あるいは免許といいますか、そういうものを持った、一定の金額にはそういうのがいりますので、あの、建設工事については、新年度に入りますと、そんなに大きな、あと急ぐのがありませんから、建築工事にはあまりそういうことは多分大丈夫だらうというふうに思っておりますが、専門工事にはいま言われるようなことも一部検討していく必要があるのではないかと考えております。

○鯉川委員

結局、言われるように、当然免許を持った方とか、そういった方、S1等級ならS1等級の方でいま仕事を受注してあるから、入札には参加できないと。だから、この非常事態のときに1社入札じゃなしに、やっぱり競争性を担保する意味で仕事を受注していても、例えば1年な

ら1年とか、半年なら半年間とか、この期間だけは大丈夫ですよというような特例を設けると言いますかね、そういったことってというのは、できないのかなど。まったくの素朴な意見なんですけども、担当課はどんなふうですか。

○契約課長

委員ご指摘ありがとうございます。まさにご指摘のとおり、我々手持ちの特例と言いますけども、他市の状況を見ても、例えば手持ちが2つまでとか、3つまでというところもあります。ただ、ご存じのようにやっぱり入札制度というのは、基本的にやはり堅持はしていかないといけないものとは思っております。ただ、いま委員ご指摘のように緊急事態には、やはりある程度弾力的な運用も必要とは考えておりますので、まさにご指摘の内容につきましても現在内部で鋭意検討させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

閉会でございますが、閉会を前に正副委員長といたしまして一言ご挨拶申し上げます。本日で、当委員会が最後となります。委員の皆様、また執行部の皆様方にはご理解、ご協力をいただきまして、無事、正副委員長の責務を務めることができました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。それと、委員会最後ですが、松本先輩、藤本先輩におかれましては、長い議員歴が、本会議は残っておりますが、この委員会は終わるということでございます。大変長い間お疲れ様でございました。ありがとうございました。

(拍手)

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。